

一般質問通告一覧表

令和8年3月

【一般質問】 3月4日(水)、5日(木) 各日午前9時～

※各質問者欄に掲載の時間は目安のため、進行具合により異なる場合があります。

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|--|--|
| 1 | <p>小林 雅史</p> <p>チーム共創いなバ (180分)</p> <p>※質問制限時間 は1人60分 3/4 9:00頃</p> | <p>1 病児保育の対応について</p> <p>(1) 直近5年の利用状況(利用人数)は。 (2) 病児・病後児保育の開設に向けた計画は。</p> <p>【質問の背景・論点】 いなべ市こども計画(案)の「保育サービスの充実」において、現状と課題として「女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えている」「保護者のニーズに柔軟に対応した保育サービスを提供する」と明記されている。しかし、現状は桑名市などへの広域連携に依存しており、物理的な距離や予約の取りにくさから、「柔軟な対応」とは程遠い状態。</p> <p>【質問のねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が掲げる「選ばれるまち」「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、病児保育が不可欠であることの再認識。 ・「施設建設の困難さ(医師不足・コスト)」を理由にするのではなく、「訪問型(居宅訪問型)への助成」という、初期投資ゼロで即時導入可能な具体的対案を提示する。 |
| 2 | <p>伊藤 一成</p> <p>チーム共創いなバ (180分)</p> <p>※質問制限時間 は1人60分 3/4 10:00頃</p> | <p>1 ボールを使える広場の環境整備</p> <p>(1) 子どもたちがボール遊びを比較的自由に行える公共スペースの現状は。 (2) ボール遊びで身体を動かすことで運動能力や非認知能力、社会性、協調性、心の成長など、子どもの全人的な発達を促すことに対する見解は。 (3) 建設予定のこども・子育て拠点施設はどんな施設にしようと計画しているか、最新の協議状況は。</p> <p>【質問の背景・論点】 小学生の放課後の居場所の現状は、第3期いなべ市こども・子育て支援事業の調べによると、『自宅』が79.2%。続いて小学生対象アンケートでは、遊ぶ場所は『自宅』81.6%となっている。 小学生が放課後を自宅で過ごす傾向であることは厚生労働省が公開した「子どもの生活時間に関する調査研究」においても実態が示されている。また、その裏には保護者の防犯意識の高まりにより、子ども一人で外遊びをさせることは「危ない」と不安視する傾向もあると書かれている。 子どもたちが天候に関係なく安全に思いっきり体を動かせる場所が少なくない中、幼児教育に使われるボール遊びではなく、競技スポーツのような指導者がいて技術を教える場所でもなく、その中間となるボールを使って遊べる施設がない。 ボール遊びは、子どもの運動能力の発達はもちろんのこと非認知能力を向上させる手段となる。ボールを使える遊び場を整備することで、保護者も安心して子どもを見守り、育てる環境が構築できる。さらには子どもの健全な育成につながる。また子どもの時に外遊びによって将来故郷を大切に思う心を育ませる力になる。</p> <p>【質問のねらい】 ボール遊び場を活用して運動能力と非認知能力向上およびウェルビーイングの基盤を作る。</p> <p>2 子育てと仕事の両立ができる環境づくり</p> <p>(1) 潜在保育士の登録制度の登録状況、運用成果、課題 (2) 私立保育園へ就職した保育士への祝い金制度の支払い実績、成果、課題 (3) 保育補助者数と課題 (4) 保育人材の確保のため様々な取り組みの効果と課題 (5) 保育士の離職率(私立・市立それぞれ)</p> |

次ページへ続く

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|---|---|
| 2 | <p>伊藤 一成</p> <p>チーム共創いなべ (180分)</p> <p>※質問制限時間 は1人60分</p> <p>3/4 10:00頃</p> | <p>(6) 離職した保育士が復帰する場合、市保育士と社協保育士の採用基準の違いは。</p> <p>(7) 令和8年度から、市は保育士の正規職員採用を開始する。保育政策の大きな方向転換に、社協の保育士の戸惑いと不安が憂慮される。市の保育士正規職員募集にあわせて社協保育士が市正規職員へ転籍することは可能か。</p> <p>(8) 保育士の市正規職員と社協正規職員の給与について、処遇改善を進めている現状で違いはどの程度あるのか。</p> <p>【質問の背景・論点】 令和7年12月議会で95名の潜在待機児童の存在が明らかになった。保育士不足により、必要な保育サービスを受けることができない現状がある。保護者が仕事と子育てを両立できるよう、潜在待機児童の解消は喫緊の課題である。また市の保育政策において大きな方向転換となる市の正規職員としての保育士募集の方針が現場の保育士に不安と戸惑いを与えてるのではないか懸念する。</p> <p>【質問のねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在待機児童解消の観点から、保育人材確保の現状と課題を確認する ・保育施策の方向転換による情報の錯綜に対する現保育士の不安解消 |
| 3 | <p>近藤 厚旨</p> <p>チーム共創いなべ (180分)</p> <p>※質問制限時間 は1人60分</p> <p>3/4 11:00頃</p> | <p>1 行政評価制度の仕組みづくりについて</p> <p>(1) いなべ市総合計画審議会では、これまでの施策/事業評価にどのような指摘があったか。</p> <p>(2) 今までの施策/事務事業評価表にどのような問題、課題があり、新しい評価制度へ変えていこうとしているのか。</p> <p>【質問の背景・論点】 施策/事務事業の評価基準が曖昧で見直し・継続・廃止などの根拠にならない。また、市民が現状の評価表を見ても理解し難いものとなっている。これまでも「その事業は必要か」といった議論の土俵となる評価が曖昧であるため、お互い違う(土俵=根拠)で話し合う形になりすれ違うことが生じている。 第3次総合計画で行政評価制度の仕組みづくりを始めると示されたため、内容を確認する。</p> <p>【質問のねらい】 各施策の成果、目標の達成状況、市民満足度等の観点から市民に可視化し、今後厳しくなる財政の中での行政サービスの充実を図る。</p> <p>2 学習指導要領の改訂に向けてのいなべ市の考え方</p> <p>(1) 基本方針が発表されてから、“教育課程の柔軟化”に対して教育委員会として現在どのように認識されているか。</p> <p>(2) “教育課程の柔軟化”に対して方向性の協議、勉強会などはされているか。また、今後の改訂に対応するスケジュールは。</p> <p>(3) 教育的視点、人口増加対策の視点の二つの視点から次回の学習指導要領の改訂に対応するかが重要と考えるが、教育による人口増加対策の視点(教育移住)について市長の考えを聞く。</p> <p>【質問の背景・論点】 学校の姿を描く「学習指導要領」の10年に一度の改訂が今年され、移行期間を経て実施が2030年となる。改訂に向け昨年9月、文部科学省からその基本方針が示された。その中で重要なポイントとなるのが“教育課程の柔軟化”である。 “教育課程の柔軟化”は、各自治体(学校)の裁量で授業コマ数の一部を特色のある教科の新設ができる、力を入れる教科の上乗せ、教科に縛られない裁量的時間等の方向が示された。各自治体(学校)の裁量がこれまでになく拡大する。今まではある意味、文部科学省が決めたことだからこれだけの授業をやらなければならないという側面があったが、改訂後は、各自治体の教育 次ページへ続く</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|---|--|
| 3 | <p>近藤 厚旨</p> <p>チーム共創いなべ (180分)</p> <p>※質問制限時間 は1人60分</p> <p>3/4 11:00頃</p> | <p>方針、教育力が顕在化することになる。各自治体の教育方針の違いが保護者に分かりやすくなり、教育力が比較されると考えられる。</p> <p>また、人口増加対策の視点から見ても“教育課程の柔軟化”の対応はとても重要だと考える。各自治体の教育方針、教育力が顕在化するであろう中で、子育て世代が住む地域を決める条件として学校教育が優れている地域が大きな要因になる。</p> <p>また、教員を目指す学生にとってもやりがいのある職場としていなべ市の教員を希望する条件になる。結果的に教育によって転入が増加し、選ばれる自治体となると考える。</p> <p>【質問のねらい】</p> <p>約4年後の実施に向けて教育委員会の改訂・実施に伴う考え方（方向性）、取り組み方（計画）を問う。</p> <p>十分な研究、検討、準備に時間を掛けていなべ市の教育レベル向上、特色を打ち出すことが大切であるという認識を共有する。</p> |
| 4 | <p>伊藤 三保</p> <p>新風いなべ (60分)</p> <p>※質問制限時間 は1人60分</p> <p>3/4 13:00頃</p> | <p>1 プレコンセプションケアの推進を</p> <p>(1) 本市におけるプレコンセプションケアの現状は。</p> <p>(2) 若い世代の健康課題や妊娠前のリスクについて、どのように分析しているか。</p> <p>(3) プレコンセプションケアの重要性について、本市はどのようにとらえているか。</p> <p>【質問の背景・論点】</p> <p>プレコンセプションケアとは、ライフステージやライフプランに応じた健康づくりの考え方を表す言葉。直訳すると妊娠前ケアという事になるが、若い男女が生活の質を高めることで不妊や早産リスクを減らすことを目指す。また、妊娠を望まない人にも適切な知識を身に付けてもらい、健康的な生活につなげていく大切な取組。</p> <p>なぜプレコンセプションケアが必要かという点、若い女性の痩せと肥満の増加、出産年齢の高齢化などからリスクの高い妊娠が増加し、不妊も増加している。また、子どもを持つ、持たないに関わらず、今、言われているのは人生100年時代。これを生きるためには若い頃からの健康管理の考え方が重要である。</p> <p>○ 定義と目的</p> <p>プレコンセプションケア (Preconception Care) とは、妊娠を希望する女性やカップルが、妊娠前に自分の健康状態を見直し、リスク因子を管理することを目的とした健康管理のこと。具体的には、以下のような目的がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の促進：妊娠に向けた健康状態を改善し、妊娠関連のアウトカムを向上させること。 ・リスク因子の管理：妊娠に影響を与える可能性のある医学的、行動的、社会的リスクを特定し、修正すること。 ・教育と情報提供：性や妊娠に関する正しい知識を持つことで、自分自身やパートナーを守ることができるようにすること。 <p>【質問のねらい】</p> <p>プレコンセプションケアのコンセンサスを経て、健康推進施策を進める。</p> <p>2 投票率を上げるための取組を</p> <p>(1) 選挙公報は現在、朝刊に折り込まれている。新聞を購読していない場合は、選挙管理委員会事務局に申し出れば、郵送される。また、市役所ほか市内6カ所の公共施設に備え付けてあり、ホームページでも見られるようになっているが、情報取得の機会を平等に確保する観点から、この方法で充足していると考えるか。</p> <p>(2) 令和3年第4回定例会で、イオン大安店での期日前投票所開設についての答弁があった。設置するスペース、インターネットの状況、人員の問題など</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続く</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|--|---|
| 4 | 伊藤 三保 新風いなべ (60分) ※質問制限時間 は1人60分 3/4 13:00頃 | <p>どにより大型商業施設での投票所開設は考えていないが、今後、他市町の動向を注視する、とのことだったが、検討されたのか。</p> <p>(3) 移動式期日前投票所については、令和3年第4回定例会において「桑名市が実施したバスによる移動式期日前投票所については、いなべ市にとっても有効であると考えているが、無線通信を利用して投票システムと接続し、管理する必要がエリアによっては電波の強弱により確実に投票システムに投票できないおそれがあり、投票できないとか二重投票などのリスクが発生してしまうことが考えられるため、現在の無線通信環境では実現が難しいという検討結果もありました。しかしながら、今後も継続的に三重県市選挙管理事務研究協議会での他市との意見交換や先進事例等の情報収集に努めていきたいと思っています。」との答弁であった。</p> <p>その後、本市において、移動式期日前投票所についての検討はどのようになったのか。</p> <p>(4) 本市には、市内で唯一の高校として「いなべ総合学園」があるが、同校を投票所として活用することで、若年層や保護者世代の投票機会を広げるとともに、主権者教育を兼ねた取組を行う考えはないか。</p> <p>(5) 選挙管理委員会が掲げる投票率の目標値は。</p> <p>【質問の背景・論点】</p> <p>選挙権は、すべての市民に保障された基本的な権利である。しかし、年齢、障がい、居住地域、移動手段などにより、選挙権を行使する上での差が生じている現状がある。</p> <p>例えば、山間部や交通手段が限られた地域においては、投票所までの移動そのものが負担となり、投票行動に影響を与えている可能性がある。</p> <p>また、令和7年11月に行われたいなべ市議会議員選挙の投票率は56.72%であり、地方議会選挙としては一定の水準を保っているものの、国政選挙や年代別投票率を見ると、若年層の投票率が低い傾向が見られる。</p> <p>投票権を保障するため、各自治体では課題やニーズを捉えて様々な取り組みが行われている。こうした先進事例を踏まえ、本市においても、投票環境の改善と政治参加意識の向上を一体的に進める必要がある。</p> <p>【質問のねらい】</p> <p>市民が年齢や居住地域、身体条件にかかわらず選挙権を行使できるように。</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|--|---|
| 5 | <p>小川 英俊</p> <p>創風会 (120分)</p> <p>※質問制限時間 は1人60分</p> <p>3/4 14:15頃</p> | <p>1 災害時の避難所に於ける炊き出し時の負担対策について</p> <p>(1) 災害時における炊き出し体制の現状認識 災害発生時、各地域の集落センター又は公民館を拠点として炊き出しを行う体制について、市としてどのように現状を把握し、また課題を認識しているのか、所見を。</p> <p>(2) 炊き出しを担う地域団体への支援の必要性 炊き出しを実施する自治会・地域団体が負担する食材費や燃料費等の経費について、市としてどのように受け止めているのか、支援の必要性に対する見解は。</p> <p>(3) 炊き出し経費への補助制度創設 いなべ市自治会補助金交付要綱の消防防災訓練等経費補助金として限度額20万円の補助金があるが、災害時に各地域の集落センター又は公民館で炊き出しを行う団体・個人に対して、炊き出し訓練時に必要経費(人件費含む)を補助する制度を創設する考えはないか。</p> <p>【質問の背景・論点】 地域での防災・減災の重要性はこれまで以上に高まっている中、本市でも、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、住民一人ひとりが災害に備えるとともに、地域全体で支え合う仕組みづくりを求めている。特に、災害発生直後の対応として、避難された方々に温かい食事を提供する炊き出しは、被災者の心身の負担を和らげ、地域の安心感を高める大切な取り組みである。 本市では、災害時に各地域の集落センターや公民館を拠点として、自治会や地域団体及び個人が中心となり炊き出しを行うことを想定している。しかし、炊き出しを実施するには、食材費や燃料費、衛生用品など、どうしても一定の費用負担が発生する。災害救助法によりそれらの費用は助成されるが、訓練に対する費用助成はないのが現状である。平常時の訓練により災害時の炊き出し作業も円滑に進むものと確信している。また、災害時の炊き出しは、被災者に温かい食事を届けて健康を守るだけでなく、安心感を与え、地域の人同士がつながる場をつくることを狙いとしている。 市地域防災計画の自主防災組織の平常時の具体的活動指針においても炊き出し訓練の実施を推奨されている。</p> <p>【質問のねらい】 地域で持続的に炊き出しに協力頂く団体・個人の確保と、訓練に対する助成制度の創設</p> <p>2 加齢性難聴対策としての補聴器購入補助制度の創設について</p> <p>(1) 本市として、加齢性難聴を高齢者の健康課題として位置づけ、早期発見・早期対応を推進する考えはあるか。</p> <p>(2) 補聴器購入に対する経済的負担軽減策として、補聴器購入補助制度の創設を検討すべきと考えるが、市の見解を伺う。(過去2回の同様の質問を踏まえて)</p> <p>(3) 令和7年第3回定例会で福祉部長は「認定専門医がいなべ総合病院に不定期で一人、認定補聴器技能士及び認定補聴器専門店が市内にない。東員町に1名認定専門医がいるが市内ではないから。」と補助金制度導入はできない旨の答弁があった。</p> <p>① なぜ東員町の認定専門医ではだめなのか。本市は「いなべ医師会」として東員町と連携して事業を行っているではないか。</p> <p>② 認定補聴器専門店は桑名市3軒、四日市市に4軒ある。認定補聴器技能士は桑名市10名、四日市市12名、菰野町2名、そして市内に1名いる。近隣市町に目を向けると条件がすでに整っている。自治体の境界を越えての連携が推進されている現状から、補聴器に限り、市内で完結するような体制をとることの意味はないと考えるがいかがか。また、全国的にこの補助制度を導入した自治体で人口規模の小さい自治体もある。その自治体の</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続く</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|--|--|
| 5 | <p>小川 英俊</p> <p>創風会 (120分) ※質問制限時間 は1人60分 3/4 14:15頃</p> | <p>住民は近隣市町の病院で受診し、近隣市町の認定補聴器専門店で補聴器を購入しているではないか。</p> <p>【質問の背景・論点】 本市では高齢者が増えており、65歳以上の方が人口の約3割を占めている。高齢になると多くの人が「聞こえにくさ（加齢性難聴）」を感じるようになる。 難聴になると、 ・会話が減って人とのつながりが弱くなる。（ふれあいサロン等へ行きたくなくなる） ・気分が落ち込みやすくなる（注意力が散漫になるなど、やるきが出ない等うつ病になる） ・認知症のリスクが高まる といった影響が出ることが分かっている。 しかし、日本では補聴器を使っている人が少なく、必要な人の約1割しか利用していない。理由の一つが「価格の高さ」である。 補聴器は片耳で5～10万円、両耳だと10～20万円ほどかかり、年金生活の方には大きな負担になる。重度の難聴で身体障害者手帳の対象にならない限り、医療保険も使えない。 そのため、経済的な理由で補聴器をあきらめる人も多いのが現状である。 本市としては、難聴を早く見つけて必要な支援につなげることが、高齢者の生活の質を守るだけでなく、将来の医療・介護費の抑制にも役立つと考える。</p> <p>【質問のねらい】 年齢による聴力低下で生じる生活の不便や社会的な孤立を防ぎ、高齢者が安心して日常生活や社会参加を続けられるようにすること。 必要な人が適切なタイミングで補聴器を利用しやすくするため、経済的負担の軽減を図る。</p> |
| 6 | <p>伊藤 智子</p> <p>創風会 (120分) ※質問制限時間 は1人60分 3/4 15:30頃</p> | <p>1 こども・子育て拠点施設をはじめとする市民によりそった、こどもたちの居場所づくりについて (1) 国から、こども基本法(令和5年4月1日施行)と、こどもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月)が示された、本市においては、こども政策課か教育委員会かどちらがリーダーシップをとってきたのか。 (2) 現在のいなべ市内の小学生と中高生の放課後の居場所(学童保育所以外)と子育て世帯の居場所についての実施状況は。 (3) 昨年12月24日～の冬休みに実施された学童を利用していないこども対象にシビックコアで行われた「こどもの居場所」の、実施状況(申込者数、参加者数、1日の過ごし方など)と課題、今後の見通しは。 (4) いなべ市こども・子育て拠点施設整備事業について。 ① どのような子育て支援施設となるのか(たとえば図書館機能、中高生の自習スペース、多世代交流、インクルーシブスポーツ、ギャラリー、カフェ、コンビニなど) ② 市民の居場所(市民が自由に立ち寄って思い思いの時間を過ごせる場所)としての位置付けは。 ③ 利用できる対象者は。 ④ 木育広場設置の規模は、遊べるおもちゃ美術館のようにしていくのか。 ⑤ 気軽に集える場所・居場所として、当然、利用料金は発生しないとおもうが、その点については。 ⑥ 見守りや運営などに関わるボランティアで地域の方に参加してもらえる仕組みはどのようなものを考えているのか。 ⑦ 施設の周りの環境をどのように利用していくのか。 ⑧ ここへ集う人たちの交通手段はどうしていくのか。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続く</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|---|---|
| 6 | 伊藤 智子 創風会 (120分) ※質問制限時間 は1人60分 3/4 15:30頃 | <p>(5) 今回、こども・子育て拠点施設として旧大安庁舎を整備する事業を進めているが、このような居場所の拠点を市内の別の場所にも整備していく予定・考えはあるのか(たとえば旧員弁庁舎の空きスペースなど)</p> <p>【質問の背景・論点】 今まで、市民の居場所づくりについては、市民から多くの要望が寄せられてきた。 令和6年度から始まった「こども・子育て拠点施設整備」は市民から大きな期待が寄せられる事業である。 「親子が気軽に集える場所、天候に関わらず気兼ねなく過ごせる場所、地域とのつながりを感じることができる場所、遊びや学び、体験を通じてこどもたちが成長できる場所」が施設整備のコンセプトとなっている。 そして5つの基本方針として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの創造性を育むおもちゃ・絵本・デジタルを融合させた一体的な施設整備 ○ 「集い・遊び・学び」を実現するこどもたちのための拠点整備 ○ 木の温もりを感じる木育拠点の整備 ○ 地域のつながりで子育てを応援する子育て支援拠点の整備 ○ こども・若者に解放できる空間の整備 <p>とされている。 これら基本構想を基に策定される基本計画・実施計画に、どのような市民の声を盛り込みながら市民に喜ばれる施設にしていくのか、質問する。</p> <p>【質問のねらい】 市民の居場所の現状・計画の進捗状況・今後の課題・未来像などを明確にし、こどもたちの居場所づくりを確実にを行い、市民が実感できる福祉の増進となること。</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|---|--|
| 7 | 西井 真理子 新政・絆 (60分) ※質問制限時間 は1人60分 3/5 9:00頃 | 1 ひきこもり支援における相談体制とアウトリーチについて (1) 支援にたどり着いていないひきこもり状態の方がいる世帯がどの程度存在すると想定しているか、最新の見解は。 (2) 本人や家族が相談できずに悩みを抱えているケースが多い。「支援が必要な市民」が窓口へ相談に行くための工夫は。 (3) 民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会など地域の中で生活の変化に気付き状況を把握しているケースもある。地域の関係機関がひきこもりの状況に気付いた場合はどのように支援につなげているのか。 (4) 「瑠璃庵」は、市民の声を直接受け止める重要な場所であると認識している。 また、相談、継続支援、社会参加へ結び付けた実績もあり「ひきこもり支援」に留まらず、市民の居場所としても重要な役割を担っていただいている。 そこで、市として「来られない人」に対し「瑠璃庵」をどのように位置づけ、支援につなげていく考えか。 (5) 不登校支援、学習支援、就労支援、瑠璃庵を含め、市として横断的に支援をつなぐ仕組みを今後どのように整えていくのか。 【質問の背景・論点】 市内には、生活困窮、障がい、不登校など、様々な分野で「相談」「支援」の仕組みがあり多くの人々が利用し自立に向け取り組んでいる。一方で、ひきこもり状態にある本人や家族がどの窓口にもたどりつけていないケースがあるとみられる。 ひきこもり支援においては、本人が自ら窓口を訪れることを前提とした「待つ支援」だけでは限界がある。地域の関係機関が気付いた困りごとをきっかけに支援につなげ、家族や本人の長期的な支援を行う仕組みが必要である。また、「この人なら話してもいい」と思ってもらえる関係性づくりを重視し、ケースによっては、訪問支援も行っていくべきである。 【質問のねらい】 支援にたどり着いていない「ひきこもりの本人」と家族を自立に向け支援すること。 |
| 8 | 岡 恒和 無会派 (45分) 3/5 10:15頃 | 1 いなべ市立認定こども園の運営状況と課題について問う (1) 保育環境の充実、改善を図るために、会計年度任用保育士、人材派遣保育士頼りとなっている現状の認識と対策を問う。 ① 人材派遣への委託が急増していることに対する問題意識は。 ② 来年度以降の人材派遣委託の予算規模と人数の推移は。 ③ 来年度以降のフルタイム任用保育士、パートタイム保育士の採用予定人数は。 (2) 保育所の運営主体を市に戻していくことに関して ① 市長は、令和6年第1回定例会で、「社会福祉協議会に公立保育園の運営を徐々に移管し」といくと表明した。市営に戻していくと転換した理由は何か。 ② 今後市営に戻す予定の保育所はどの保育所か、またその時期は。 ③ 市は、令和6年4月にはほくせいこども園を社会福祉協議会に無償譲渡している。市営に戻すにあたって、無償譲渡したこども園はふたたび市に譲渡されるのか。 (3) 市営保育所への保育士採用に関して ① 今後の採用予定数は。 ② 市長は、令和9年度から採用としているが、年度途中での採用は考えないのか。 【質問の背景・論点】 令和7年12月定例会で市長は、「保育士の市職員としての募集を再開して 次ページへ続く |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|--|--|
| 8 | 岡 恒和 無会派 (45分) 3/5 10:15頃 | <p>いきたい。令和8年度の募集は終わっているので、令和9年度からになる。それと保育園の運営主体を徐々に市営に戻していけたらと思う。より良い保育士を確保しやすい市営に戻していきたい」と表明した。日本共産党いなべ市議団がこれまで求めてきたことであり歓迎する。その上で、規模や手順など具体的内容について、市民の願いにどうこたえようとするのか明らかにする。</p> <p>【質問のねらい】 保育環境を充実させ、保育所の安定した運営と良質な保育、待機児ゼロを目指す取り組みを進める。</p> <p>2 自治会（市民）負担の軽減について問う</p> <p>(1) 市が考えるもろもろの自治会負担となっているものを何と捉えているか。 (2) 市道の除草など自治会単位で行っている場合があるが、費用の補填は考えているか。 (3) 外灯（防犯灯）の電気代の補填はどのように行うのか。 (4) 自治会負担軽減のための財源確保に対する考えは。</p> <p>【質問の背景・論点】 市長は令和7年12月議会で「防犯灯の電気代は自治会費。その財源について、市で補填したり工夫が要るかなと思う。そういったもろもろの今自治会負担になっているものを市の負担に変えていければなと思っている」と表明した。高齢化が進み、地域の維持管理も十分にできない自治会も生まれている。そうした中で、市はどのような課題を認識し、またどのような対応を考えているのかを明らかにしたい。</p> <p>【質問のねらい】 高齢化が進む地域（自治会）でも安心して暮らせる環境をつくる。</p> <p>3 旧自然科学館トイレについて問う</p> <p>(1) 閉鎖に至った経緯は。 (2) 閉鎖に対する市の対応は。 (3) 自治会からの要望書の取り扱い、及び結論は。 (4) 継続使用できるようにするにはどのような条件が必要か。</p> <p>【質問の背景・論点】 旧自然科学館トイレは観光客などによって利用されてきたが、令和8年3月で閉鎖すると表示されている。しかし自治会からは、閉鎖されれば観光客が近隣の住宅トイレの使用が起こるため、継続を求める要望書が出されている。閉鎖する理由や閉鎖後の予想される事態、また継続とした場合、必要な経費や対応について明らかにする。</p> <p>【質問のねらい】 観光客の利便性や地元自治会の願いに応え、継続して利用できるようにする</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|---|--|
| 9 | 黒瀬 信明 無会派 (45分) 3/5 11:15頃 | <p>1 大規模太陽光発電事業に係る環境・景観・防災への影響と、市の調査・検証責任について</p> <p>(1) 情報公開請求に至った行政文書管理の実態について 現在私は、市および県に対し、当該太陽光発電事業に関する、土地の形質変更に係る届出書、土壌汚染状況調査に関する一切の文書、市が行った審査、判断、協議、指導記録等について、資料請求を行っているが、現時点では回答を得ていないため、伺う。 ① これらの文書は、市として保有しているのか。 ② 仮に「不存在」となる場合、その理由は何か。 ③ 文書が存在しない場合、それは「不要と判断した結果」なのか、それとも「検討・確認自体を行っていない結果」なのか市としての整理を明確に示されたい。</p> <p>(2) 景観行政としての責任について 藤原町梅林公園では、新たにキャンプ場等の市施設整備が進められているが、その敷地内から、当該太陽光発電施設のパネルが視界に入る状況にある。市民から、光害や景観上の違和感、嫌悪感を訴える声が明確に寄せられている。 ① 本市は、キャンプ場整備にあたり、太陽光発電施設が景観に与える影響を把握・検討していたのか。 ② 市民からの景観に関する声をどのように受け止め、今後どのように対応していくのか。</p> <p>(3) 豪雨災害による道路崩落と検証責任について 当該太陽光発電施設の南側に位置する市道において、2024年の台風豪雨の際、水道管の破裂を伴う道路崩落が発生し、約6,000万円の公費による復旧が行われた。 一方で、市の災害対応部署からは、上流部に設置された大規模太陽光発電施設による土地改変や雨水流出との因果関係について、検証は行っていないとの回答を得ている。 ① 本市は、当該道路崩落について、どのような原因分析を行ったのか。 ② 太陽光発電施設による土地改変・排水構造が影響した可能性について、今後、調査・検証を行うのか、行わないのか。 ③ 行わない場合、その理由は何か明確に説明を。</p> <p>(4) 設置後の土壌・地下水への影響と調査方針について メガソーラーは、20年から30年にわたり設置され続ける事業であるにもかかわらず、設置後の土壌劣化、有害物質の蓄積や流出について、市が継続的に確認する制度が存在しないと認識している。 ① これまで本市として、土壌や地下水への影響について調査・確認を行った実績はあるのか。 ② 行っていない場合、それは「影響がないことを確認した結果」なのか、それとも「確認を行っていない」だけなのか。 ③ 今後、調査を行う考えはあるのか、ないのか市の方針を明確に示されたい。</p> <p>(5) 経年劣化・撤去・原状回復に対する担保について メガソーラーは、将来的なパネルの劣化、設備の破損、廃止時の撤去および原状回復が不可避の事業である。 ① 市は、事業者に対し、これらをどのような仕組みで担保しているのか。 ② 事業者が対応不能となった場合、市や地域、市民に負担が及ばない仕組みは存在するのか。 ③ 存在しない場合、今後整備する考えはあるのか。</p> <p>(6) いなべ市環境保全条例に基づく市の責任について 本市には、いなべ市環境保全条例第9条において、市長は、生活環境及び</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続く</p> |

| 順番 | 質問者 会派名 (会派の持ち時間) | 質問項目 |
|----|---|---|
| 9 | 黒瀬 信明 無会派 (45分) 3/5 11:15頃 | <p>自然環境の保全のため必要があると認めるときは、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。と規定されている。</p> <p>本件では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地改変・長期間設置される事業 ・災害によるインフラ被害・市民からの具体的な環境 ・景観への不安 <p>が、すでに現実に生じている。</p> <p>そこで、市長に伺う。</p> <p>本件は、条例第9条に規定する「生活環境および自然環境の保全のために必要がある場合」に該当すると認識しているのか、していないのか。該当すると認識しているのであれば、同条例に基づき、調査、指導、または勧告を行う考えがあるのか。該当しないとするのであれば、その理由を具体的に示されたい。</p> <p>【質問の背景・論点】</p> <p>地方自治体の最大の使命は、市民の生命、財産、そして生活環境を守ることであると、私は考える。</p> <p>本市で行われたメガソーラー事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地改変・長期にわたる事業継続 ・豪雨によるインフラ被害 ・市民の具体的な生活環境の影響や不安 <p>これらがすでに現実として存在している。本市のメガソーラー事業に対する認識と今後の対応について伺う。</p> <p>【質問のねらい】</p> <p>今後、調査・検証を行うのか否かを明確にする。</p> |